

## 令和6年度第3回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年10月28日（月）18時30～

場所：北とぴあ15階ペガサスホール

### 1 開 会

### 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- (1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画【案】について
- (2) 北区子ども・子育て支援計画2020の令和5年度実績について
- (3) 北区子どもの未来応援プランの令和5年度実績について
- (4) 子どもの権利保障に関する体制整備について
- (5) 「ひとり親家庭等（育成手当受給世帯）生活応援事業」の実施について
- (6) 王子北保育園新築計画図（ブロックプラン）について
- (7) 令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
- (8) とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について

### 3 そ の 他

### 4 閉 会

#### 【資料一覧】

資料名	配付区分
資料1-① 第3期北区子ども・子育て支援事業計画【案】	事前送付
資料1-② 第2回子ども・子育て会議（8月27日開催）時点からの修正内容一覧	//
資料1-③ 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について	//
資料1-④ 養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業について	//
資料1-⑤ こども家庭庁事業概要資料【参考】	//
資料2-① 北区子ども・子育て支援計画2020（次世代育成支援行動計画）令和5年度実績報告	// (A3)
資料2-② 北区子ども・子育て支援計画2020（子ども・子育て支援事業計画）令和5年度実績報告	// (A3)
資料2-③ 北区子どもの未来応援プラン令和5年度実績報告	// (A3)
資料3 子ども権利保障に関する体制整備について	//
資料4 ひとり親家庭等（育成手当受給世帯）生活応援事業の実施について	//
資料5 王子北保育園新築計画図（ブロックプラン）について	//
資料6 令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について	//
資料7 とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について	//

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曽根

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話：03-3908-9097



北区子ども・子育て支援総合計画 2024 別冊

第3期北区子ども・子育て支援事業計画  
(令和7年度～令和11年度)  
【案】

令和7年(2025年)3月  
北 区

# 1 計画策定の背景と目的

## (1) 国の動向

- 子ども・子育て支援法の規定に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。
- 児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う必要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「改正児童福祉法」）が第208回国会において成立しました。この改正児童福祉法において、区市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成、区市町村における子育て家庭への支援の充実等が定められました。

## (2) 計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、令和7年度を初年度とする第3期北区子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和2年度から令和6年度まで、「第3期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は令和7年度から令和11年度までとなっています。
- 北区子ども・子育て支援総合計画2024（以下「総合計画2024」といいます。）第5章子ども・子育て支援事業計画において、令和6年度部分については第2期計画の最終年度として位置付けられ、令和7年度から令和10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととしております。
- 今般、令和7年度を初年度とする本計画の策定により、総合計画2024第5章子ども・子育て支援事業計画は、本計画に移行したものと位置付けることとします。

## 3 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。
- 計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

## 4 計画の対象

- 概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。（総合計画2024から引用）

### (1) 区民ニーズ調査の実施

- 総合計画 2024 の策定に当たり、子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

### (2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。
- 本計画については、令和6年6月の北区子ども・子育て会議以降、計●回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただきました。

### (3) パブリックコメントの実施

- 計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和6年12月10日から令和7年1月15日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさま等から多くの意見をいただきました。

# 1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

# 2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

この事業計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

図 北区全域図

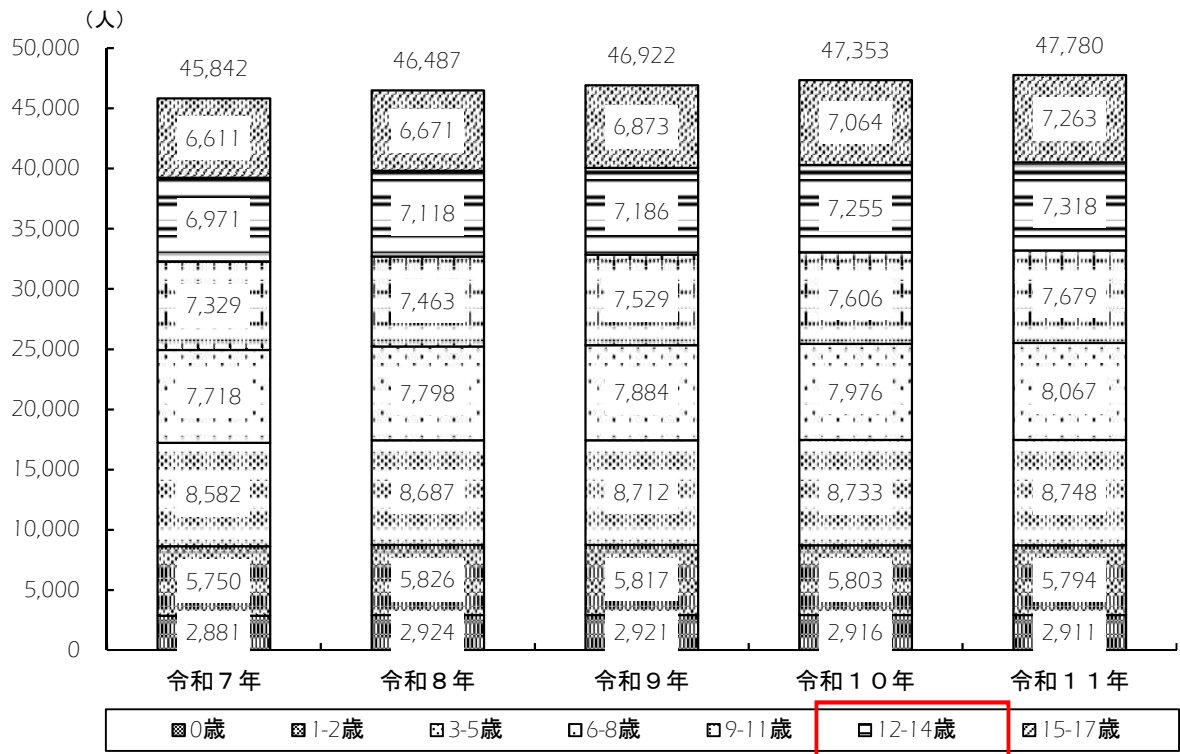


### 3

## 人口推計

「北区基本計画 2024」の策定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041年までの年少人口の推計が令和3年10月に報告されました。この年少人口の5年間について0歳から17歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図





## 4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

幼児期の 学校教育・ 保育	(1) 保育園 認定こども園 <sup>※</sup> (保育利用分) 地域型保育 <sup>※</sup> (2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 産後ケア事業 (6) 養育支援訪問事業 (7) 子育て世帯訪問支援事業 (8) 児童育成支援拠点事業 (9) 親子関係形成支援事業 (10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (11) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (12) 一時預かり事業 (13) 延長保育事業 (14) 病児病後児保育事業 (15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (16) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則19人以下の少人数単位で0～2歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つのタイプがあります。

## 5

# 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

## (1) 保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

ID1-1 / 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4  
 (□→次世代育成支援行動計画 ★→子どもの未来応援プラン)

### 【今後の方向性】

- 令和6年4月期の保育園入所における待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

### ■ 北区全域

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
	2号	2号	2号	2号	2号	
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み	4,829	4,889	4,902	4,914	4,921	
②確保方策	特定教育・保育施設*	5,369	5,309	5,249	5,189	5,129
	特定地域型保育事業*	0	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0
②-①過不足	540	420	347	275	208	

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	1,769	1,654	707	1,792	1,676	718	1,789	1,673	716	1,784	1,667	714	1,780	1,663	712	
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	1,687	1,529	701	1,674	1,527	691	1,661	1,525	681	1,648	1,523	671	1,635	1,521	661
	特定地域 型 保育事業*	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102	141	126	102
	認可外保 育 施設等	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19	35	37	19
②-① 過不足	94	38	115	58	14	94	48	15	86	40	19	78	31	21	70	

- ※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：  
 幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。
- ※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。
- 1号認定…保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳
  - 2号認定…保育の必要性がある、3～5歳
  - 3号認定…保育の必要性がある、0～2歳
- なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	2号			2号			2号			2号			2号			
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			
① 量の見込み	2,074			2,101			2,116			2,130			2,144			
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	2,298			2,278			2,258			2,238			2,218		
	特定地域 型 保育事業*	0			0			0			0			0		
	認可外保 育 施設等	0			0			0			0			0		
②-① 過不足	224			177			142			108			74			

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	727	650	272	739	660	277	742	663	278	743	664	278	744	664	279	
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	695	612	286	695	612	281	695	612	276	695	612	271	695	612	266
	特定地域 型 保育事業*	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20	30	28	20
	認可外保 育 施設等	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13	23	25	13
② - ① 過不足	21	15	47	9	5	37	6	2	31	5	1	26	4	1	20	

■ 王子地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	2号			2号			2号			2号			2号			
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			
① 量の見込み	1,541			1,558			1,547			1,534			1,521			
② 確保方策	特定教育・ 保育施設*	1,639			1,619			1,599			1,579			1,559		
	特定地域 型 保育事業*	0			0			0			0			0		
	認可外保 育 施設等	0			0			0			0			0		
③ - ① 過不足	98			61			52			45			38			

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度			
	3号			3号			3号			3号			3号			
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	
① 量の見込み	580	552	225	568	558	228	578	550	224	568	542	221	561	534	218	
② 確保	特定教育・ 保育施設*	540	502	233	532	500	228	524	498	223	516	496	218	508	494	213

特定地域 型 保育事業※ 認可外保 育 施設等	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37	52	47	37
	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6	12	12	6
② ー① 過不足	24	9	51	10	1	43	10	7	42	12	13	40	11	19	38

■ 滝野川地域

(人)

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号			2号			2号			2号			2号		
	3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳			3-5歳		
① 量の見込み	1,214			1,230			1,239			1,250			1,256		
② 確保方策 特定教育・ 保育施設※ 特定地域 型 保育事業※ 認可外保 育 施設等	1,432			1,412			1,392			1,372			1,352		
	0			0			0			0			0		
	0			0			0			0			0		
② ー① 過不足	218			182			153			122			96		

	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	3号			3号			3号			3号			3号		
	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳	2歳	1歳	0歳
① 量の見込み	462	452	210	468	457	213	470	459	214	473	461	215	476	464	215
② 確保方策 特定教育・ 保育施設※ 特定地域 型 保育事業※ 認可外保 育 施設等	452	415	182	447	415	182	442	415	182	437	415	182	432	415	182
	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45	59	51	45
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② ー① 過不足	49	14	17	38	9	14	31	7	13	23	5	12	15	2	12

○ 3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	4,377	4,352	4,327	4,302	4,277
0-2歳推計人口	8,631	8,750	8,738	8,719	8,705
保育利用率	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%	49.1%

■ 赤羽地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,732	1,727	1,722	1,717	1,712
0-2歳推計人口	3,556	3,615	3,628	3,635	3,645
保育利用率	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%	47.0%

■ 王子地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,441	1,426	1,411	1,396	1,381
0-2歳推計人口	2,648	2,679	2,641	2,601	2,564
保育利用率	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%	53.9%

■ 滝野川地域 (人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定確保方策	1,204	1,199	1,194	1,189	1,184
0-2歳推計人口	2,427	2,456	2,469	2,483	2,496
保育利用率	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%	47.4%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)

ID1-2 / 関連計画施策 ID□1-1-2

【今後の方向性】

- 就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの40%を見込む。
確保方策の考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和7年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

(人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方	1号	2号 幼児期の学校教育の利用希望が強い方
① 量の見込み	北区の子ども	1,710	811	1,732	821	1,754	831	1,759	833	1,766	837
		2,573		2,605		2,613		2,620		2,603	
	他区市町村の子ども	1,029		1,042		1,045		1,048		1,041	
② 確保方策	北区の子ども	2,573		2,605		2,613		2,620		2,603	
	特定教育・保育施設	386		391		392		393		390	
	確認を受けない幼稚園	2,187		2,214		2,221		2,227		2,213	
	他区市町村の子ども	1,161		1,176		1,179		1,182		1,175	
	特定教育・保育施設	116		118		118		118		117	
	確認を受けない幼稚園	1,045		1,058		1,061		1,064		1,058	

②-① 過不足	132	134	134	134	134
------------	-----	-----	-----	-----	-----

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園  
(教育利用分)



## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

### (1) 利用者支援事業

ID2-1 / 関連計画施策 ID□2-2-1 ★2-5-5

#### 【事業概要】

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行うため、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し（※1）、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

※1 区では、組織として出産・子育て支援担当部長を設置し、保健サービス課（王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係）及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により、「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置することで、こども家庭センター機能を確保しています。

#### ①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

#### ②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

#### 【今後の方向性】

○ 区では、保健サービス課（王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター及び保健サービス係）及び子ども家庭支援センターの各組織の機関連携により「きたハピ☆子育てあんしんステーション」を設置し、「こども家庭センター型」により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援に取り組みます。

○ 妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な場所として

地域子育て相談機関（※2）の設置を推進していきます。

※2 地域子育て相談機関：こども家庭センターに直接相談することに抵抗感のある利用者にとって敷居が低く、物理的にも近い距離で子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる相談機関です。

- 子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。

確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「特定型」：主として地域の保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談や支援を実施する。 （1か所：子ども家庭支援センター）</li> <li>○ 「基本型」：子どもとその保護者等が、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように身近な場所において当事者目線の寄り添い型の相談や支援を実施する。 （※子ども家庭支援センターは、令和8年度に「特定型」から「基本型」への移行を目指し、相談支援の充実に取り組みます。）</li> <li>○ 「こども家庭センター型」：母子保健と児童福祉が連携・協働し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を実施するとともに、切れ目のない支援や虐待への予防的な対応まで多様なニーズに対応できる相談と支援を実施する。 （1か所：きたハピ☆子育てあんしんステーション）（※3）</li> </ul>
----------	--

※3 利用者支援事業は、特定型、基本型、こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援事業型の4類型あります。このうち、妊婦等包括相談支援事業（型）（伴走型相談支援により、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ事業）は、「こども家庭センター型」において実施します。

（か所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	－	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型	－	1か所	1か所	1か所	1か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関	－	12か所	12か所	12か所	12か所
確保方策	地域子育て相談機関	－	12か所	12か所	12か所	12か所

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型	1 箇所	基本型へ移行	－	－	－
確保方策	特定型	1 箇所	基本型へ移行	－	－	－

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策	こども家庭センター型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

## (2) 地域子育て支援拠点事業

ID2-2 / 関連計画施策 ID□1-6-9 (3-3-2) , 2-2-3 ★1-1-3 (1-3-4)

### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161
確保方策	332,569	336,859	337,143	337,161	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

### (3) 妊婦健康診査

ID2-3/ 関連計画施策 ID□2-4-1 ★2-5-10

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

#### 【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ回数、( )内は実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)
確保方策	39,099回 (3,350人)	39,682回 (3,400人)	39,636回 (3,396人)	39,566回 (3,390人)	39,507回 (3,385人)

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

ID2-4/ 関連計画施策 ID□2-4-4 ★2-5-12

##### 【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

##### 【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの考え方	各年の0歳児推計数に、93.1%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711
確保方策	2,683	2,723	2,720	2,716	2,711

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (5) 産後ケア事業

ID2-3 / 関連計画施策 ID□2-4-5・2-4-6

### 【事業概要】

助産院などを宿泊または日帰りで利用し、心身をケアしながら休息を取ることで、産後の疲労を回復するための事業で、授乳や育児などの相談もできます。

### 【今後の方向性】

- すべての産後ケアを必要とする方が十分な支援を受けられるよう、訪問型サービスの実施検討も含め、サービス提供体制の充実・改善を進めます。
- 妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、きたハピ☆子育てあんしんステーションその他の関係機関との必要な連携を図ることにより、母子とその家族に対する一体的支援を推進します。

量の見込みの考え方	過去の一人当たり平均利用日数や利用者数等を参考に利用率が段階的に増加するものとして推計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,162	3,313	3,413	3,511	3,608
確保方策	3,162	3,313	3,413	3,511	3,608

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (6) 養育支援訪問事業

ID2-5/ 関連計画施策 ID□4-1-2 ★2-5-23

### 【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師・保育士・社会福祉士がその居宅を訪問し、具体的な養育に関する指導、助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

### 【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に訪問実績から算出した割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	882	894	903	911	919
確保方策	882	894	903	911	919

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。



## (7) 子育て世帯訪問支援事業

### 【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安及び悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育て支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことを目指すものです。令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理されました。

### 【今後の方向性】

- 児童や保護者又は妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により対象家庭を把握し、本事業による支援が必要な家庭にサービスが提供できるよう訪問支援員（委託事業者）の確保に努めていきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、令和5年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援の利用実績から算出した想定利用率と平均利用日数（12日）を乗じて算出。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	382	387	391	395	398
確保方策	382	387	391	395	398

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

## (8) 児童育成支援拠点事業

### 【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

### 【今後の方向性】

- 子ども家庭支援センターや児童相談所に加え、子ども居場所づくり支援を行う団体など多様な主体と連携しながら、養育環境等に課題を抱える児童等の支援を行っていきます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（6～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している児童のうち本事業の利用が望ましい児童数（※1）の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	利用ニーズの動向なども注視しながら、遊休施設の活用等を含め、見込まれる量に対応する拠点数を確保していく。

※1 利用が望ましい児童：一時保護が解除され、児童相談所から区に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や虐待相談を受けた児童等（こども家庭庁ガイドライン「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」）

(人数)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32	32	33	33	34
確保方策	-	-	33	33	34

## (9) 親子関係形成支援事業

### 【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたプログラムを実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

### 【今後の方向性】

- 類似事業との整理を図り、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう令和9年度からの実施を検討してまいります。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、子ども家庭支援センターにおいて対応している家庭のうち本事業の利用が望ましい家庭数の割合を乗じて算出。
確保方策の考え方	定員10名程度のプログラムを年3回実施する。

	(人数)				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	32	32	33	33	33
確保方策	—	—	33	33	33

## (10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

ID2-6 / 関連計画施策 ID□2-1-9

### 【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設や協力家庭のご自宅で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

### 【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 児童虐待を防止し、児童の健全な育成及び家庭の福祉の向上に努めます。

量の見込みの考え方	各年の人口推計（0～17歳）に、令和5年度のショートステイ事業の利用実績（延べ利用者数）から算出した割合を乗じて算出
確保方策の考え方	1日あたり利用確保枠を4人（※）とし、開所日数を乗じて算出。

（※）子どもショートステイ、乳幼児ショートステイ及び協力家庭ショートステイの合計数

（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,061	1,076	1,091	1,102	1,112
②確保方策	1,460	1,460	1,460	1,460	1,460
②－① 過不足	399	384	369	358	348

## 【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

## 【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(11)の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の考え方	令和5年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和11年度に実働サポート会員160人が月7回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,832	4,139	4,470	4,827	5,213
②確保方策	3,937	4,263	4,590	4,916	5,242
②-① 過不足	105	124	120	89	29

## 【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

## 【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

## ○ 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765
確保方策	229,512	232,359	233,631	234,222	234,765

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

- 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）（保育園の一時預かり保育・緊急保育・ファミリー・サポート・センター事業(就学前)）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

(延べ人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48,350	48,979	49,013	49,018	49,024
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
②－① 過不足	1,750	1,121	1,087	1,082	1,076

## 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

## 【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,171	1,186	1,187	1,187	1,187
②確保方策	1,895	1,895	1,895	1,895	1,895
②-① 過不足	724	709	708	708	708



## (14) 病児病後児保育事業

ID2-10 / 関連計画施策 ID□2-1-17

### 【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

### 【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育の利用支援については、ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を継続することにより実施してまいります。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

	(延べ人数)				
	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
②-① 過不足	695	695	695	695	695

## (15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

### 【事業概要】

保護者の就労要件を問わず、保育園等を利用していない未就園児が、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

在宅で子育てをする世帯の子どもが、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を得ることにより、子どもの成長発達の促進を図るとともに、保護者の育児不安の解消、育児負担の軽減を図ります。

### 【今後の方向性】

- 令和6年度から開始した本格実施を見据えた試行的事業の実績を踏まえ、制度趣旨に基づき、保護者ニーズに合わせた事業の充実に努めます。
- 利用者が安心して利用できる保育体制づくりに努めます。

**【事業概要】**

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

**【今後の方向性】**

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めます。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録<sup>※</sup>で対応していきます。

※ 「一般登録」では、小学校1～6年生のすべての児童を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間中に、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供しています。また、令和6年度より、一般登録を利用している児童のうち、早朝・夕方の時間帯に保護者が就労等で留守になってしまう家庭の児童が申請できる有料の早朝・夕方利用制度を導入しています。

量の見込みの考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	1,539	1,554	1,575	1,594	1,618
	2年生	1,283	1,296	1,313	1,325	1,345
	3年生	916	925	936	947	962
	合計	3,738	3,775	3,824	3,866	3,925
②確保方策		4,040	4,080	4,120	4,160	4,240
②-①過不足		302	305	296	294	315
量の見込み	4年生	366	370	375	379	384
	5年生	110	112	114	115	117
	6年生	33	34	35	35	35
	合計	509	516	524	529	536
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	659	665	675	686	697
	2年生	559	563	572	579	588
	3年生	380	382	388	394	400
	合計	1,598	1,610	1,635	1,659	1,685
②確保方策		1,625	1,625	1,665	1,665	1,705
②-①過不足		27	15	30	6	20
量の見込み	4年生	164	165	168	170	172
	5年生	35	35	35	36	36
	6年生	14	14	14	14	14
	合計	213	214	217	220	222
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	469	472	475	478	481
	2年生	391	395	397	398	401
	3年生	265	267	268	270	272
	合計	1,125	1,134	1,140	1,146	1,154
②確保方策		1,295	1,295	1,295	1,295	1,295
②-①過不足		170	161	155	149	141
量の見込み	4年生	116	118	118	119	120
	5年生	37	38	38	38	38
	6年生	6	7	7	7	7
	合計	159	163	163	164	165
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	411	417	425	430	440
	2年生	333	338	344	348	356
	3年生	271	276	280	283	290
	合計	1,015	1,031	1,049	1,061	1,086
②確保方策		1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
②-①過不足		105	89	71	59	34
量の見込み	4年生	86	87	89	90	92
	5年生	38	39	41	41	43
	6年生	13	13	14	14	14
	合計	137	139	144	145	149
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

## (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

## (18) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

#### ①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

#### ②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

### 【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

## 第2回子ども・子育て会議（8月27日開催）時点からの修正内容一覧

頁	修正箇所	修正内容
1	令和7年（2025年）3月	西暦表記修正（2026⇒2025）
3	（3）パブリックコメントの実施	パブリックコメントの実施期間を記載 「令和6年12月10日から令和7年1月15日まで」
5	人口推計図	「12-14歳」の凡例追加
6	子ども・子育て支援事業計画の体系	・令和6年9月30日付の子ども・子育て支援法基本指針の改正に伴い、以下の2事業を追加 産後ケア事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・これに伴う番号ずれを対応
15	「利用者支援事業」の「確保方策の考え方」の「こども家庭センター型」の説明の文末	文言追加 「※3 利用者支援事業は、特定型、基本型、こども家庭センター型及び妊婦等包括相談支援事業型の4類型あります。このうち、妊婦等包括相談支援事業（型）（伴走型相談支援により、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ事業）は、「こども家庭センター型」において実施します。」
20	「産後ケア事業」	・「(5)産後ケア事業」追加 ・これに伴う以下番号ずれ対応
23	「児童育成支援拠点事業」の【今後の方向性】	文言追加「○ 子ども家庭支援センターや児童相談所に加え、子ども居場所づくり支援を行う団体など多様な主体と連携しながら、養育環境等に課題を抱える児童等の支援を行っていきます。」
23	「児童育成支援拠点事業」の量の見込みの考え方	利用が望ましい児童数に以下の注釈を追記 「※1 利用が望ましい児童：一時保護が解除され、児童相談所から区に指導委託や行政移管など引き継いだ児童や虐待相談を受けた児童等（こども家庭庁ガイドライン「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方）」

23	「児童育成支援拠点事業」の「量の見込み」と「確保方策」について（表）	<p>（修正前）</p> <table border="1" data-bbox="847 174 1442 394"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>（修正後）</p> <table border="1" data-bbox="847 517 1442 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>量の見込み</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み	32	32	32	32	32	確保方策	-	-	32	32	32		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	量の見込み	32	32	33	33	34	確保方策	-	-	33	33	34
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																	
量の見込み	32	32	32	32	32																																	
確保方策	-	-	32	32	32																																	
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																	
量の見込み	32	32	33	33	34																																	
確保方策	-	-	33	33	34																																	
25	子育て短期支援事業（ショートステイ）の「確保方策の考え方」	<p>○「利用確保枠を4人」の次に「※」を追加し、表外に「（※）子どもショートステイ、乳幼児ショートステイ及び協力家庭ショートステイの合計数」を追加</p> <p>○「1日の定員は子どもショートステイ7人、乳幼児ショートステイ1人、協力家庭ショートステイ1人をあわせて9人まで。」の記述は削除</p>																																				
31	「(15) こども誰でも通園制度)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(15) こども誰でも通園制度)」追加</li> <li>・これに伴う以下番号ずれ対応</li> </ul>																																				



## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

## 1 概要

令和6年9月30日付告示による子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正により、以下の3事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられることとなりました。

地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業	現在の区の実施事業（既存事業）
① 妊婦等包括支援相談事業	伴走型相談支援事業 (保健サービス課) (出産・子育て支援担当部)
② 産後ケア事業	産後デイケア事業 産後ショートステイ事業 (保健サービス課)
③ 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	「北区こども誰でも通園制度試行的事業」 (保育課)

## 2 第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）への記載について

上記3事業については、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたことに伴い、第3期北区子ども・子育て支援事業計画に記載することになります。

なお、「妊婦等包括支援相談事業」については、利用者支援事業「こども家庭センター型」で実施することも可能である旨、こども家庭庁が示していることから、当区においては、妊婦等包括支援相談事業は利用者支援事業「こども家庭センター型」において実施する旨計画に記載します。



養育支援訪問事業／子育て世帯訪問支援事業について

	養育支援訪問事業	子育て世帯訪問支援事業
事業概要	<p>【対象】 養育支援が特に必要な家庭</p> <p>【対応するスタッフ】 保健師・保育士・社会福祉士（区職員）</p> <p>【内容】 （１）養育者に係る育児・養育についての相談及び指導 （２）養育者に係る身体的・精神的不調状態についての相談及び指導 例えば・・・ ア 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭 ⇒安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援 イ 出産後間もない時期（おおむね１年程度）の養育者 ⇒育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援 ウ 不適切な養育状態にある家庭 ⇒虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援 エ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭 ⇒家庭復帰が適切に行われるための相談・支援</p> <p>【期間】 一定の期間 短期集中支援型：３か月以内の短い期間 中期支援型：６か月から１年程度の中期的目標を設定した上で、当面３か月を短期的目標として、定期的な訪問支援を行うとともに、目標の達成状況や養育環境の変化などを見極めながら支援内容の見直しを行っていく。</p>	<p>【対象】 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭</p> <p>【対応するスタッフ】 訪問支援員（委託事業者：NPO 法人パディチーム）</p> <p>【内容】 （１）家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行、サポート等） （２）育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等） （３）子育て等に関する不安や悩みの傾聴及び相談・助言（保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。）</p> <p>【期間】 原則として支援開始から３か月（最長６か月まで） １回２時間まで</p>
その他・運用	<p>●養育に関する専門的な相談支援に特化している。 ※区では養育支援訪問事業で把握した世帯のうち、必要な世帯に対し、子育て世帯訪問支援事業の利用に繋げている。</p>	<p>●令和５年度まで養育支援訪問事業で実施していた育児・家事支援については、令和６年度から子育て世帯訪問支援事業へ整理された。</p> <p>●子育て世帯訪問支援事業の利用者で相談支援二ーズの高い家庭については、養育支援訪問事業を組み合わせて利用することもある。</p>



＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）

**事業の目的**

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

**事業の概要**

**①基本型** **【見直し】**

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

**②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）** **【見直し】**

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

**③こども家庭センター型**

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

**④妊婦等包括相談支援事業型** **【新規】**

○児童福祉法第6条の3に基づく「妊婦等包括相談支援事業」を実施するため、伴走型相談支援を行う。

《職員配置》保健師、助産師の専門職 など

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）は、①基本型③こども家庭センター型で実施することも可能。

**実施主体等**

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

【主な補助単価】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,346千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	—	3,241

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）

## 事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

## 事業の概要

### I型・II型

#### 【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域支援）を実施。

#### 【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

#### 【補助要件】

- I型：開所日数週5日以上
- II型：開所日数週5日未満

#### 【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

### III型

#### 【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

#### 【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

#### 【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

#### 【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

## 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2／3・都道府県1／6・市町村1／6

### 【主な補助単価】

#### ○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
7,730千円	2,433千円	300千円

#### ○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

※夜間、休日加算等の実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

○開設準備経費 改修費等4,000千円（基本III型を除く）

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）

## 事業の目的

- 待機児童の解消等を図るため、子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に円滑に利用できるように、主に市町村の窓口での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

## 事業の概要

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

### 《職員配置》 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体：市町村（特別区を含む）

補助率：国2/3（都道府県1/6、市町村1/6）

実施か所数：令和3年度379か所 → 令和4年度378か所

### 《令和6年度補助基準額》

①基本分 3,232千円

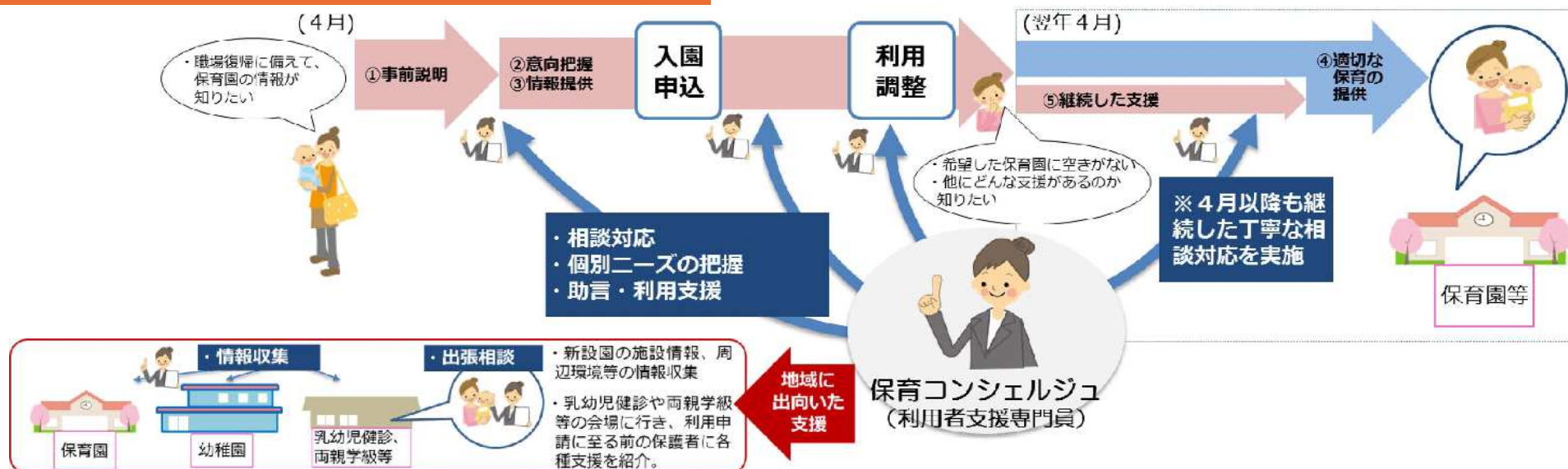
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円

⇒＜見直し内容＞

実施要件について、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて見直しを行う。

## 事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）





＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞  
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

## 事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとした。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

## 事業の概要

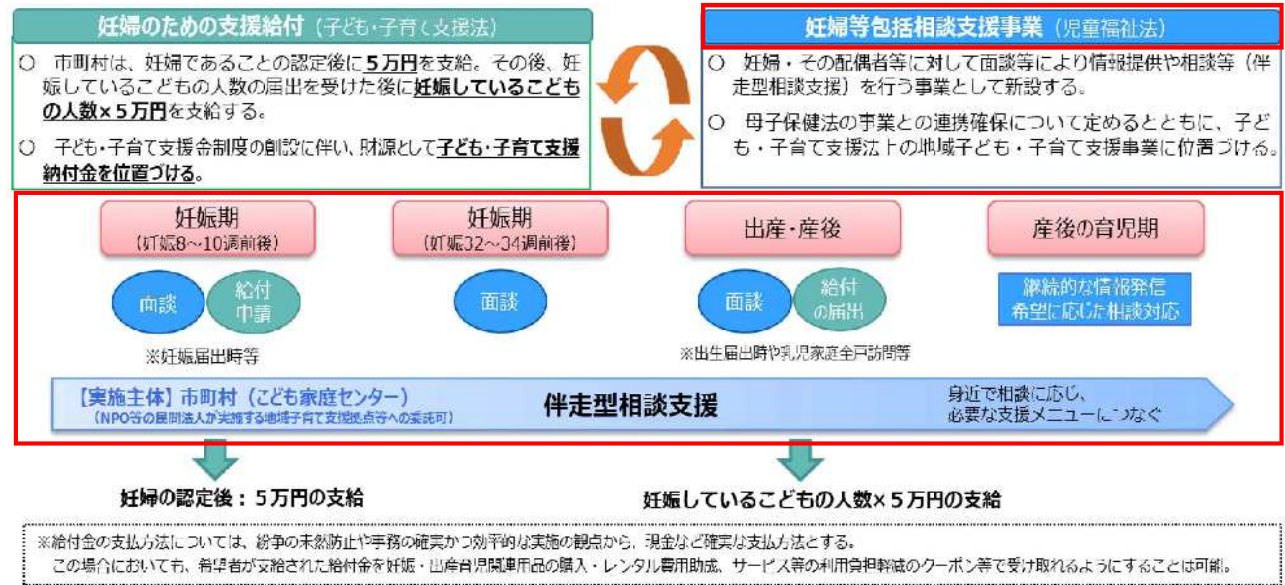
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターごとに、面談等の対応件数が異なることから、それに応じた単価設定を行う。

### 【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

### 【対象経費】

面談等の実施に必要な経費  
（「妊婦のための支援給付」に必要な費用は除く）



## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2

（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【補助単価】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

①700件以上 : 15,506千円

②700件未満200件以上 : 9,873千円

③200件未満 : 8,200千円

※こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

（参考）

令和6年度出産・子育て応援交付金  
伴走型相談支援  
こども家庭センター1か所あたり  
単価：9,495千円



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数 + 事項要求 (2,074億円の内数)

## 事業の目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

## 事業の概要

### ◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

### ◆ 内 容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

### ◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 …… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 …… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 …… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

### ◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。 ※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1/2、市町村1/2）

【補助単価】

- (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- (5) 支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- (6) 兄姉や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 174,200円
- (7) 宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上に行っている施設への加算【拡充】  
1施設あたり月額 244,600円

## 事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数 + 事項要求 (2,074億円の内数)

## 事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

## 事業の概要

- 令和7年度においては、令和8年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- こども1人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和6年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。

## 実施主体等

【実施主体】市町村（特別区含む）

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【補助単価】人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限について、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定

- |                                 |               |
|---------------------------------|---------------|
| ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費             | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ②指導監督員の雇上げに必要な経費                | 1自治体当たりの年額を想定 |
| ③賃借料加算（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る） | 1事業所当たりの年額を想定 |

【補助率】国：3/4 市町村：1/4

## 子どもの権利保障に関する体制整備について

### 1 要 旨

北区子どもの権利と幸せに関する条例が令和 6 年 4 月 1 日に施行された。この条例は、大切な子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的としている。この度、この条例に基づく、子どもの権利保障の体制整備の状況について報告する。

### 2 内 容

#### (1) 北区子どもの権利擁護委員

子どもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るために、令和 6 年 7 月 1 日に弁護士 2 名を北区子どもの権利擁護委員に委嘱し、同年 9 月 10 日に「子どもの権利相談窓口」を開設した。当窓口を通じて、子どもからの相談などに対し、子どもの権利擁護委員が必要な助言や支援を行う体制を整備した。

#### (2) 北区子どもの権利委員会

区が行う子どもの権利に関する施策を検証するために、令和 6 年 9 月 1 日に区長の附属機関として東京都北区子どもの権利委員会を設置した。学識経験者、公募委員、学校長等を委員として委嘱するとともに、子どもの意見や視点を反映するため、区内中学生 11 人を「子ども委員」として委嘱した（附属機関委員への子どもの登用は 23 区で初）。なお、第 1 回目の会議を同年 10 月 10 日開催した。

### 3 今後の予定

令和 7 年 2 月～3 月 第 2 回北区子どもの権利委員会開催



## 「ひとり親家庭等（育成手当受給世帯）生活応援事業」の実施について

### 1 要 旨

元区民が生前に作成した「遺言公正証書」に基づき、北区に「ひとり親のための支援」を目的とした指定寄付（38,965,690 円）が寄贈されたことを受けて、標記の事業を実施する。検討した結果、子ども未来課において本事業を実施することとした。

### 2 支給対象者

北区から令和6年9月分の児童育成手当（育成手当）を受給した方で、下記の何れかに該当する方

- (1) 既に児童育成手当（育成手当）を受給中であり、令和7年1月24日までに、令和6年度の現況届を提出し、令和6年度現況審査結果通知による継続支給が決定され支払処理ができた方
- (2) 令和6年8月30日までに新規申請をし、令和7年1月24日までに令和6年9月分の児童育成手当（育成手当）の支給決定がされ支払処理ができた方

### 3 支給額

対象児童1人あたり15,000円

### 4 支給見込み数

対象児童数約2,550人（対象世帯数は約1,850世帯）

### 5 支給の方法

令和6年9月分の児童育成手当（育成手当）の振込口座情報等を利用することで、原則として対象者からの申請不要で支給を行う。

### 6 今後の予定

令和6年10月	システム改修着手 支給対象者等抽出
11月	支給対象者へ案内（通知）発送
12月下旬	支給対象者への振り込み ※以降、育成手当9月分の振り込みがされた方へ振り込み
令和7年 3月下旬	支給対象者への口座振り込み（最終）



## 王子北保育園新築計画図（ブロックプラン）について

### 1 要 旨

本施設の設計にあたっては、令和 5 年度の入札で基本設計及び実施設計業務委託受注者を決定し、これまで建築物の機能と空間構成を具体化する基本設計を進めてきたところである。

本ブロックプランは、建物の構造・規模・配置計画とともに、各所要室の配置構成を表す平面計画図及び各階のかかわりを示す断面計画図など、新たに建築する王子北保育園の基本となる計画をまとめたものである。

### 2 ブロックプラン策定の経過

令和 5 年 12 月 基本設計及び実施設計業務委託着手

令和 6 年 2 月 地盤（ボーリング）調査業務委託着手

### 3 建物概要

別紙参照

### 4 今後の予定

令和 7 年 3 月 設計業務委託完了

令和 7 年 9 月 区議会第 3 回定例会に新築工事請負契約議案を提出

令和 7 年 9 月 工事請負契約の議決を受け、新築工事に着手

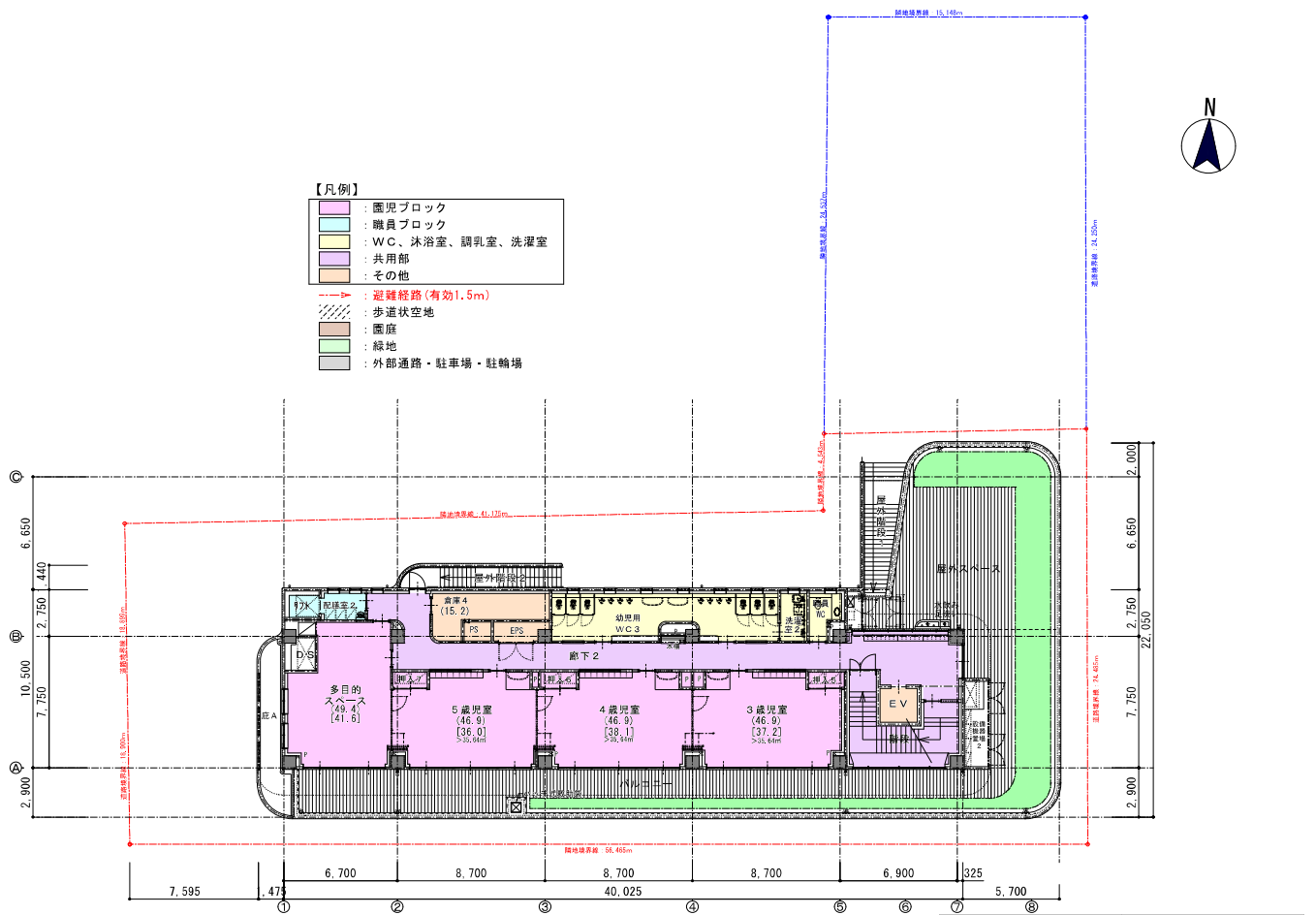
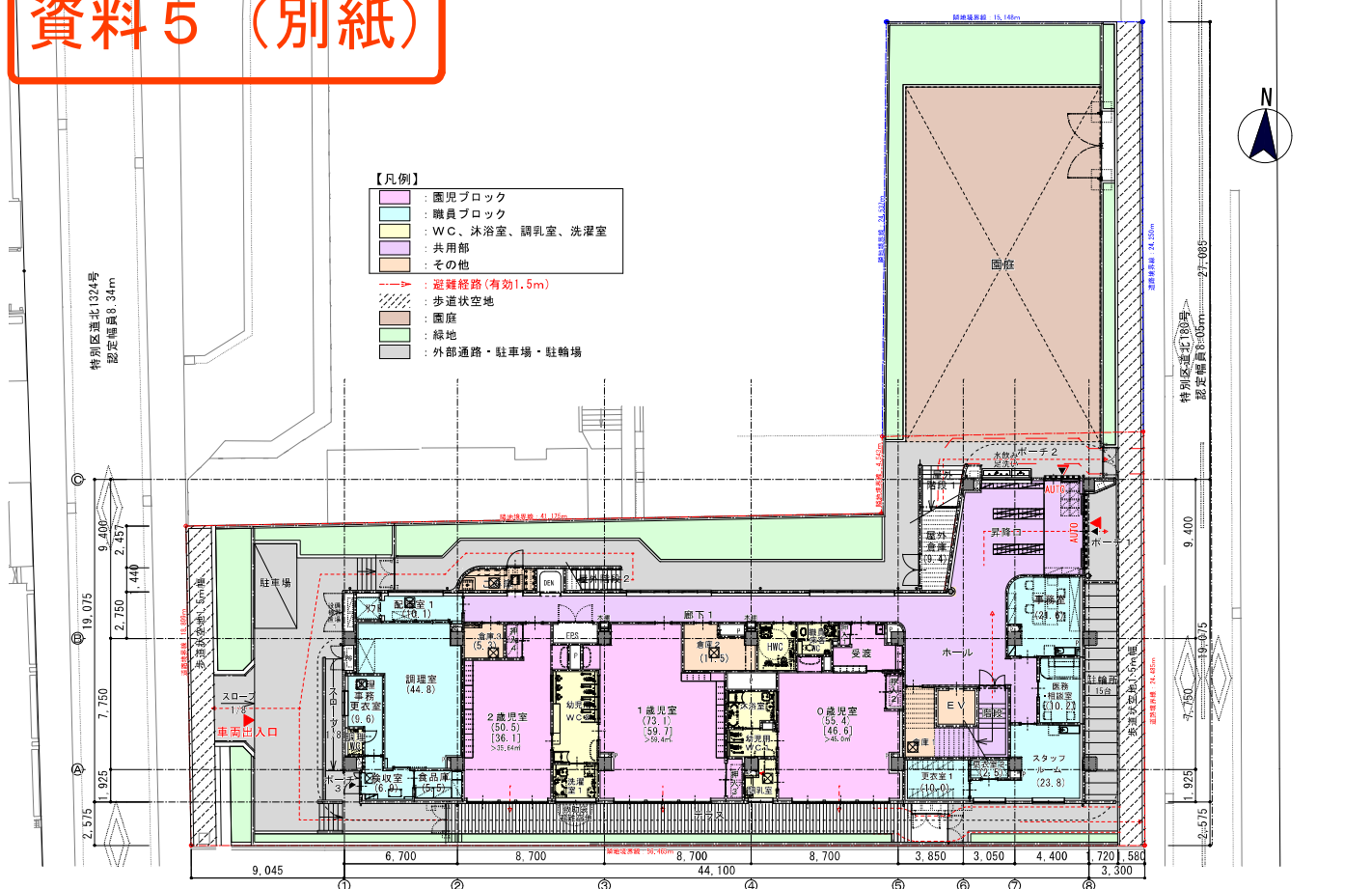
令和 9 年 2 月 建物竣工

令和 9 年度 王子北保育園移転・新園舎にて運営開始





資料5 (別紙)





・外観イメージ図は参考です

外観イメージ図 1



・外観イメージ図は参考です

外観イメージ図 2

# 資料 6

子ども・子育て会議資料  
 令和 6 年 10 月 28 日  
 子ども未来部子ども未来課  
 子ども未来部 保育課

令和 7 年 4 月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について

## 1 要 旨

区内保育施設の状況等から、令和 7 年 4 月期に向け、以下のとおり保育施設の受け入れ可能児童数の変更を行う。

## 2 受け入れ可能児童数変更等の内訳

### (1) 区立保育園の受け入れ可能児童数の変更

令和 6 年 4 月期から 1 歳児の受け入れ数を 25 名から 15 名に縮小して運営している音無つぼみ保育園（直営）について、入所児童数が減少傾向にあることから、令和 7 年 4 月期は 2 歳児についても 15 名の受け入れ数として運営規模を縮小する。

	園 名		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
区立	音無つぼみ保育園	変更後	—	15	15	—	—	—	30
		現行	—	15	25	—	—	—	40
		増減	—	0	▲10	—	—	—	▲10

参考：令和 6 年 8 月在籍児童数 1 歳 8 名、2 歳 4 名 計 12 名

### (2) 私立保育園の受け入れ可能児童数の変更

今後、豊川保育園は園舎の改修工事を計画しており、改修後の園舎に対応した受け入れ定員にするため、運営事業者からの申し出を受け、下表のとおり、令和 7 年 4 月から令和 10 年 4 月まで、段階的に受け入れ定員の変更を行う。

	園 名	※	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
私立	豊川保育園	変更後	6	12	15	16	16	16	81
		現行	9	14	17	20	20	20	100
増	令和 7 年 4 月				▲1				▲1
	令和 8 年 4 月					▲4			▲4
減	令和 9 年 4 月		▲3				▲4		▲7
	令和 10 年 4 月			▲2	▲1			▲4	▲7
増 減 合 計			▲3	▲2	▲2	▲4	▲4	▲4	▲19

※変更後の人数は令和 10 年 4 月の最終的な定員数

(3) 私立認定こども園

上中里幼稚園が従来型の幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行することに伴い、2号認定児童の受け入れ枠を新設する。

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
こども園	上中里幼稚園 (認定こども園)	変更後	—	—	—	10	10	10	30
		現行	—	—	—	—	—	—	—
		増減	—	—	—	10	10	10	30

(4) 区立認定こども園 (参考)

	園名		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
こども園	さくらだこども園	変更後	—	—	—	—	36	30	66
		現行	—	—	—	30	30	30	90
		増減	—	—	—	▲30	6	0	▲24
こども園	(仮称)うめのきな かよしこども園	変更後	—	—	—	—	10	10	20
		現行	—	—	—	—	—	—	—
		増減	—	—	—	—	10	10	20
増減計			—	—	—	▲30	16	10	▲4

(5) 区内保育施設の受け入れ児童数

令和6年4月 9,751名

令和7年4月(予定) 9,766名(15名増)

3 今後の予定

令和6年10月

私立保育園理事長園長会での報告

北区ホームページ・保育園入園案内で、各園の受け入れ可能数を公開

12月上旬

令和7年4月期第一次利用調整に係る申請締切

令和7年2月上旬

一次内定者結果公表

## とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について

## 1 要 旨

「とうきょうすくわくプログラム」に基づき、乳幼児の興味・関心に  
応じた探究活動を実践する保育所を支援し、保育の充実を図る。

## 2 事業内容

## (1) とうきょうすくわくプログラムとは

乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援し、各園の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」など各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践し、非認知能力の向上など、乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするプログラム。

## (2) 補助内容

令和 6 年度から開始した東京都の補助制度を活用し、以下のとおりプログラムの実践に掛かる経費を補助する。

実施施設	認可保育所（指定管理園を含む）、小規模保育事業、 認証保育所
対象児童	保育所等に通う 0 歳児～6 歳児の児童
補助内容	備品購入費、人件費等、プログラムの実践に掛かる経費 1 園当たり 1,500 千円（年間上限額）
負担割合	都 10/10（事業開始年度から 6 年間（※）） ※新規開始は令和 6 年度～令和 8 年度までを予定

## (3) 実施内容

- ①「とうきょうすくわくプログラム」に基づき、乳幼児の興味・関心に  
応じた探究活動を一定程度継続的（月を単位として複数月）に実践す  
る。
- ②東京都が実施する研修会等に参加する。
- ③活動報告書を作成し、園のホームページ等で公表する。

## 3 今後の予定

10 月～ 補助金交付申請受付